

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会川越  
市庁内推進会議要綱

(設置)

第1条 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京2020大会」という。）のゴルフ競技の開催に係る準備等を効果的かつ着実に推進するため、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会川越市庁内推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 推進会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 東京2020大会のゴルフ競技の開催に伴う環境整備に関すること。
- (2) 東京2020大会のゴルフ競技の開催に伴う庁内及び関係機関の協力体制に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、東京2020大会の推進に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は総合政策部を所管する副市長をもって充て、副委員長は他の副市長をもって充てる。
- 3 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 委員長は、関係職員及び川越地区消防組合消防局長に対し、会議への出席を要請することができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進会議の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

(報告)

第6条 委員長は、会議の結果を市長に報告しなければならない。

(幹事会)

第7条 推進会議に、第2条各号に掲げる事項に係る課題等の整理及び調整を行うため、幹事会を置く。

2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織する。

3 幹事長はオリンピック大会担当部長の職にある者をもって充て、副幹事長はオリンピック大会室長の職にある者をもって充てる。

4 幹事は、委員長が指名した職員をもって充てる。

5 前3条の規定は、幹事会について準用する。この場合において、前条中「市長」とあるのは、「委員長」と読み替えるものとする。

(作業部会)

第8条 幹事会に、幹事会の所掌事項の円滑な遂行に必要な作業を行うため、作業部会を置くことができる。

2 部会長は、作業部会における検討等の結果を幹事会に報告するものとする。

3 前2項に定めるもののほか、作業部会に関し必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第9条 推進会議、幹事会及び作業部会の庶務は総合政策部オリンピック大会室において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は委員長が、幹事会の運営に関し必要な事項は幹事長が、作業部会の運営に関し必要な事項は部会長がそれぞれ定める。

附 則

この要綱は、平成25年9月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年10月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年5月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年10月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月16日から施行する。

別表（第3条関係）

総合政策部長	オリンピック大会担当部長	総務部長	財政部長
市民部長	文化スポーツ部長	福祉部長	保健医療部長
環境部長	産業観光部長	都市計画部長	建設部長
学校教育部長	広報監	危機管理監	